

まちづくり委員会の設置について



平成 29 年 6 月

企画財政課

## 1. まちづくり委員会設置の趣旨

本市は合併前の「香美市まちづくり計画」を引き継ぐ形で「かがやきやすらぎ賑わいをみんなで築くまちづくり」を基本理念とした合併後初の第1次振興計画を平成18年度に策定し、今年度には新たに第2次振興計画の策定を行い、さまざまな事業によりまちづくりを進めてきました。その中の基本構想Ⅵ「みんなで築く」には、「市民主体の地域づくりを支援しつつ、市民と共に歩むまちづくりを推進します」と謳われており、基本計画第6章の「市民と共に歩むまちづくりの推進」の中で、情報公開や市民参画機会の促進への取組を進めてきました。

合併前のこうほく3町村合併協議会による合併協定書には「まちづくり委員会を設置する」と規定されており、また、合併後に市長の諮問機関として設置した地域審議会が平成26年3月で期間満了を迎え、その受け皿として、地域間の相互理解の促進や住民の多様な意向をまちづくりに反映する機会の増大を図り、市民と行政の協働のまちづくりをさらに推進していくために、市民参加型の「まちづくり委員会」を設置しています。

## 2. まちづくり委員会の目的・役割

### (1) 香美市振興計画の策定と検証

香美市振興計画への意見提言や進捗状況の検証を行います。

### (2) まちづくりの推進に関する事項その他市長が必要と認める事項についての調査・審議

中山間対策など、市民と行政が一体となって取り組んでいく必要のある課題に対して、モデルとなる他市町村への視察等を行い、みんなで共に進めるまちづくりの事業実現に向けた取組を推進します。

### (3) まちづくりの推進に関する施策及び必要な事項について、市長への意見提言

市民と行政が協働で行うまちづくりの推進に関して、必要な施策や事項等を市長へ意見提言を行います。

## 3. まちづくり委員会の設置根拠と任命期間

### (1) 設置根拠

地域審議会の発展的解散による受け皿としての趣旨も踏まえ、地方自治法第138条の4第3項による附属機関・諮問・調査機関として、「まちづくり委員会設置条例(別紙)」を制定しています。

#### 【参考】

地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

第三十八條の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

○2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

○3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

### (2) 委員の任命期間

2年間とする。

#### 4. まちづくり委員会の役割パターン

まちづくり委員会は、振興計画の計画期間により、下記のとおり役割が3つのパターンとなる。  
したがって、パターンによって委員会の実施内容も違ってくる。

##### (1) 年度別役割パターン

NO		H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	H32 2020	H33 2021	H34 2022	H35 2023	H36 2024	H37 2025	H38 2026	H39 2027
1	振興計画期間	第1次		第2次 前期基本計画					第2次 後期基本計画					3次
2	振興計画策定期	第2次振興計画						後期				第3次振興計画		
3	まちづくり委員任期	第1期		第2期		第3期		第4期		第5期		第6期		
4	まちづくり委員会パターン別分類	A		B		B		C		B		A		

##### ○パターン別分類

パターン	時期	振興計画策定との関連	委員会の役割
A	振興計画の全面的な策定に係る時期	◎ 期間中全て関係	主は振興計画策定に係り政策提言等
B	振興計画の策定に係らない時期	△ 関係なし	政策提言、振興計画進捗状況について
C	後期基本計画策定に係る時期	○ 1年目のみ関係	1年目 振興計画策定、2年目 政策提言、進捗状況について

上記のとおり、パターンAは振興計画の全面的な改正時期と重なる為、最も振興計画と深く係ることになり、委員会の回数も必然的に多く内容の濃いものとなる。

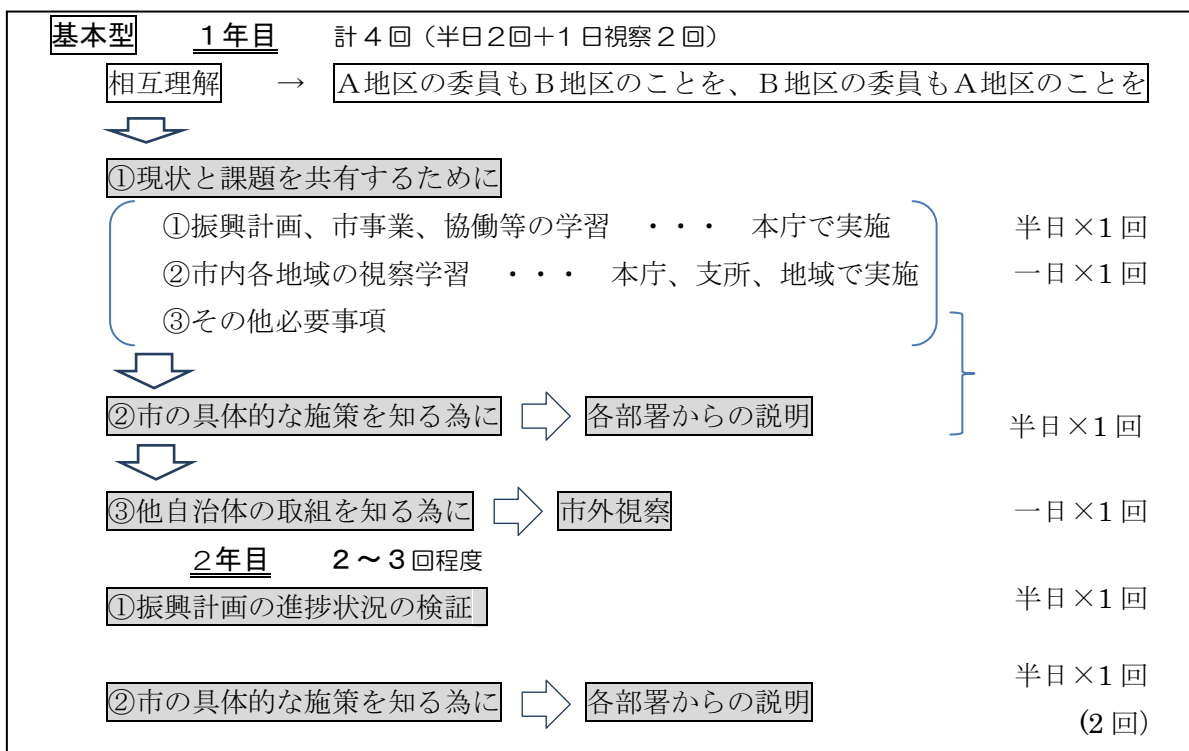
パターンBは計画策定のない時期となり、実施回数は最も少ない時期となる。

パターンCは1年目が後期基本計画策定期と重なっており、Aの次に実施回数が多くなる。

#### 5. 基本実施項目

目的・役割を達成するために、大まかな基本実施項目として、下記事項を任期2年間で実施する。

(委員改選毎に実施する。2年に1回)



## 6. まちづくり委員会の役割パターン別実施項目

パターンに応じた、実施内容は下記のとおり。

	パターンA	パターンB	パターンC
実施事項	基本型 ワークショップ 素案検討 提言	基本型 進捗状況 提言	基本型 ワークショップ 素案検討 提言
1年目	基本型により、現状や課題を理解した上で、振興計画に盛り込むべき内容についてワークショップを行い、市長に答申する。また、計画内容について検討する。  ・実施回数 基本 4+WS3 回+計画 2 回	基本型により、現状や課題を理解した上で、進捗状況の検証や意見提言を行う。 (ワークショップ)  ・実施回数 基本 4 回	基本型により、現状や課題を理解した上で、後期基本計画に盛り込むべき内容についてワークショップを行い、市長に答申する。また、計画内容について検討する。  ・実施回数 基本 4 回+WS3 回
2年目	振興計画素案について意見提言を行う。  ・実施回数 3 回程度	進捗状況の検証、意見提言を行う。  ・実施回数 2~3 回程度	進捗状況の検証、意見提言を行う。  ・実施回数 2~3 回程度
備考	2 年間で振興計画の策定期間であるため、役割の殆どは振興計画策定に関することとなる。	振興計画策定には関係ない年度となる。 ・地域課題等についての政策提言等。 ※政策提言の手法としてワークショップ開催もあり。	1 年目が後期基本計画の策定年度となる。A、Bパターンを含んだ内容となる。

※実施内容は基本的に上記で実施していくが、次年度の実施内容は、反省や委員の意見等を参考に組み立てていく。

(設置)

第 1 条 市民のまちづくりへの参画を促し、協働のまちづくりを推進するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、まちづくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて、香美市振興計画の策定に関する事項について調査及び審議を行い、市長に答申する。

2 委員会は、前項に定める事項のほか、次に掲げる事項について市長に対して意見を述べることができる。

- (1) 香美市振興計画の進捗状況に関すること。
- (2) 協働のまちづくりの推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域において活動する団体から推薦された者
- (2) 学識経験者
- (3) 公募による者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長を各 1 人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会に、第 2 条第 1 項の所掌事務を行うため、専門部会を置く。

5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 会議は、公開とする。

(小委員会)

第 7 条 委員会に、専門的な事項の調査及び審議を行うため、小委員会を設けることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(最初の委員会の招集)

2 委員が委嘱された後の最初に招集すべき委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年香美市条例第50号)の一部を次のように改正する。

別表中「

振興計画審議会委員	〃	5,100	〃	〃	〃
-----------	---	-------	---	---	---

」を「

振興計画審議会委員	〃	5,100	〃	〃	〃
まちづくり委員会委員	〃	5,100	〃	〃	〃

」に改める。